

内閣総理大臣殿
法務大臣殿
衆議院議長殿
参議院議長殿
最高裁判所長官殿

「離婚後の共同養育を求める」声明

我が国では、毎年 25 万組の夫婦が離婚し、その内の 60%に未成年の子どもがいます。そしてその 65%は非親権者となった片方の親と面会が出来なくなっています。

私達は、別居や離婚を機に愛する子ども達と引き離されている親や祖父母を中心とする市民団体「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク（親子ネット）」と、全国から集まった当事者と支援者の団体および個人です。

今年だけでも、離婚と親子の問題に関係する様々な事件が起きています。1月には、離婚して非親権者となった父親が娘を誘拐して逮捕されました。7月には、別居中の父親が子どもを連れ出して逮捕されました。同じ7月には、離婚した母親が幼い子ども2人を自宅に放置し、餓死させるという痛ましい事件がありました。

私達には日本国の法律を遵守して生活する義務と責任があります。殺人や誘拐、虐待行為は許されません。しかし、このような不幸な事件が続くには社会的要因があります。私達は、その一つが「離婚後は子どもの親は一人」とする単独親権制と、非親権者と子どもが交流するための法制度が未整備であることにあります。離婚に関する民法の規定が、離婚率の上昇した現代日本社会に対応出来なくなっているのです。現在政府が検討中の「国際結婚破綻後の子の連れ去りに関するハーグ条約」を批准するにあたっては、現制度の問題点を認め、同時並行して国内の法整備を進める必要があります。

婚姻関係の破綻は夫婦間の問題で、親子の関係は一生続くものです。別居や離婚した後も、双方の親や祖父母が子どもと交流し、その成長に関与できる法制度であれば、昨今起こっている悲劇の多くは防ぐことも出来たはずで

す。このような観点から、私達は離婚後も両親が協力して子どもを育てていく「共同親権・共同養育」への民法改正を求めています。そして、これ以上子どもが犠牲となる不幸な事件が起きないように、特に緊急に対応すべき3点を提言します。

(1) 子どもは親の所有物ではありません。両方の親から愛され養育される権利を持った固有の人格です。私達は、たとえ親同士が不仲になっても、双方の合意なく一方的に子どもを連れ出す「連れ去り別居」を禁止する法整備を求めます。

(2) 別居や離婚は、子どもに大きな衝撃や不安を与えます。物心の両面から子どもをサポートし、その影響を少しでも小さくするために、別居や離婚の際に、養育費や面会交流を含めた「養育プラン」作成の義務化と、そのための相談・支援制度の整備を提案します。

(3) 現在の日本では、別居・離婚後の親子が全く会えないことも多く、会えたとしてもせいぜい月1回2時間の面会交流でしかありません。これでは、子どもの成長に寄与するどころか、悩みや体調不良などに気付いてやることもままなりません。隔週2泊3日、長期休暇には長期宿泊など、欧米諸国並みの面会交流を実現するような法整備を求めます。

平成22年9月26日

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク
「離婚後の共同養育を求める」声明賛同者一同

「離婚後の共同養育を求める」声明賛同者一覧（平成22年9月23日現在）

- 親子ネット NAGANO
- 親子ネット北陸
- 親子ネット中部
- 親子ネット関西
- 親子ネット愛媛
- 親子ネット広島
- 親子ネット博多
- 親子ネット沖縄
- 親子ネット祖父母の会
- Mother's Wish～母の願い
- 子どもと離れて暮らす母のつどい
- ファーザーズウェブサイト 親子の交流を守る会
- 親権.jp(社)親子の絆ガーディアン
- 東北親子の絆会
- 共同親権・共同監護の法制化を求める父母の会
- 中部共同親権法制化運動の会
- 子どもに会いたい親たちのネットワークさっぽろ
- 広島・親子のふれあいと絆を大切にする会
- 男の離婚相談 阿部オフィス
- 離婚後の子どもを守る会
- NPO 法人 保育支援センター
- NPO びじっと
- NPO まめの木
- Left Behind Parents Japan
- 親権のない母親の会 Ma Mere(マ・メール)
- 棚瀬孝雄(大学院教授・弁護士)
- 棚瀬一代(大学教授・臨床心理士)
- 青木聡(大学准教授・臨床心理士)
- 江川剛(弁護士)

順不同・敬称略